

三重大学人文学部・人文社会科学研究所  
危機事象発生時対応マニュアル

I 危機事象の定義

- (1) 学内外での教育・研究活動中および移動中（以下「活動中」という。）において、事故・火災・天災等により学生・教職員に重篤な傷害等があった場合
- (2) 活動中にある者に疾病等による重篤な症状が現れ、速やかに専門医の治療等を必要とする場合
- (3) 活動中にある学生・教職員が他者に障害等を負わせた場合
- (4) その他、執行部による緊急の対応が必要となる事案

II 危機事象発生時の対応

- (1) 危機事象に遭遇した教職員は、状況に応じて、消防・警察等の関係機関へ連絡を行うとともに、人命救助を最優先に対応する。また、周囲の学生が混乱しないよう落ち着かせる。
- (2) 状況把握に努め、別紙「危機事象初動連絡体制」に基づき、具体的な状況について速やかに事務長または事務長に連絡が付かない場合は総務担当係長もしくは学務担当係長（以下「事務長等」という。）に連絡する。
- (3) 連絡を受けた事務長等は、速やかに学部長に連絡し、学部長は事務長等に対応を指示する。また、学部長は必要に応じて執行部会議を招集し、事態の收拾のために必要な措置を講じる。
- (4) 外部（保護者、報道機関等）から大学への問い合わせに対する対応は、学部長・副学部長・事務長・総務担当係長・学務担当係長が対応する。
- (5) 関係教職員は、危機事象への対応の必要がある場合には、やむを得ない場合を除き、休暇中であっても対応に努める。

III 現場での教職員の対応

1 救急（応急）措置

- (1) 負傷者等が発生した場合、救急車が到着するまで、負傷者等に応急処置をおこなう。その際、必要に応じて周囲の人たちにも協力を求める。
- (2) 負傷者等に生命確保の処置が施されているかを確認する。
- (3) 救急車が負傷者等を病院に搬送する際は、状況により教職員も同行し、負傷者の状況等について対策本部と連絡を取る。
- (4) 他の学生に状況や今後の対応等について説明し、動揺を抑えることに努める。
- (5) 負傷者等の発生状況等について、事務長等に連絡する。

2 関係機関・関係者への連絡・対応

- (1) 消防（119番） — 救急車を要請する。隊員の指示に従って救急車に教職員が同乗し、状況を説明する。
- (2) 警察（110番） — 教職員は状況に応じて事故が発生したことを連絡する。
- (3) 病院 — 負傷者等の治療のため、医師に状況を説明する。

- (4) 家族等 — 家族等の連絡先が分かる場合には、負傷者等の状況について連絡する。対応の経過や本人の状況、搬送先など、事実のみを伝え※、状況によっては搬送先へ移動してもらう。※見込みの話は混乱のもとになるので、事実のみを伝えること。
- (5) 負傷者等 — 負傷者等の病院での同伴、心理的なサポート等を行う。状況に応じて負傷者等と親密な学生の助力を得ることも検討する。
- (6) それ以外の学生・関係者 — 活動の継続・中断を判断し、その判断に基づいた行動を促す。必要に応じて心理的なサポートを図る。
- (7) 学部 — 事故の概要を速やかに事務長等に報告する。
- (8) 記録 — 現場対応の妨げにならない範囲で、写真・動画等により状況を記録する。

#### IV 学部長・執行部会議による対応

- (1) 現場や関係者との連絡体制を確立し、危機事象に関する情報を正確に把握し記録する。
- (2) 危機事象の状況等を確認のうえ、応援教職員や家族・関係者等の現地への派遣を含め、必要な対応を検討し、実行する。
- (3) 必要に応じて、関係者（教職員・保護者等）の緊急集会を開催するなどし、不安・動揺を抑える。
- (4) 関係機関や報道機関等、外部へ情報を提供する場合は、対応窓口を設置し、情報の出入りを一本化して混乱を避ける。
- (5) 危機事象の状況・経過等を確認しながら、適宜対応計画について協議する。

#### V 危機事象終息後の対応

##### 1 原因の究明と再発防止

危機事象発生の原因及び問題点を明らかにし、それらの反省と改善について全教職員の共通理解を図り、経緯、対処等について記録する。

##### 2 関係者への支援・援助

- (1) 原因の所在の如何にかかわらず、大学管理下の事故であることから、学生や関係者等に対して誠意をもって対応する。
- (2) 必要に応じて説明会を開催するなど、関係者へ迅速かつ正確な情報を提供するとともに、事故後の対処等について理解と協力を求める。
- (3) 負傷等による入院等で現地に残された学生がいる場合は、他の教職員を派遣し、学生への対応や現地での事後処理にあたる。
- (4) 行動を共にしていた学生については、過度の心理的負担が懸念されることから、事後の観察指導を十分に行い、必要に応じて医療機関等と連携する。
- (5) 負傷等のあった学生に対しては、加入している保険の保険金請求手続きを必要に応じて進めるよう伝える。

##### 3 学生の心理的サポート

- (1) 負傷等のあった学生及び周囲の学生でショックを受けている者がいる場合は、保健管理センターや学生なんでも相談室等に依頼するなど、連携を図りながら心理的

サポートを行う。

- (2) 当該学年や他の学年の学生に対しても、危機事象の概要等について説明することを検討する。

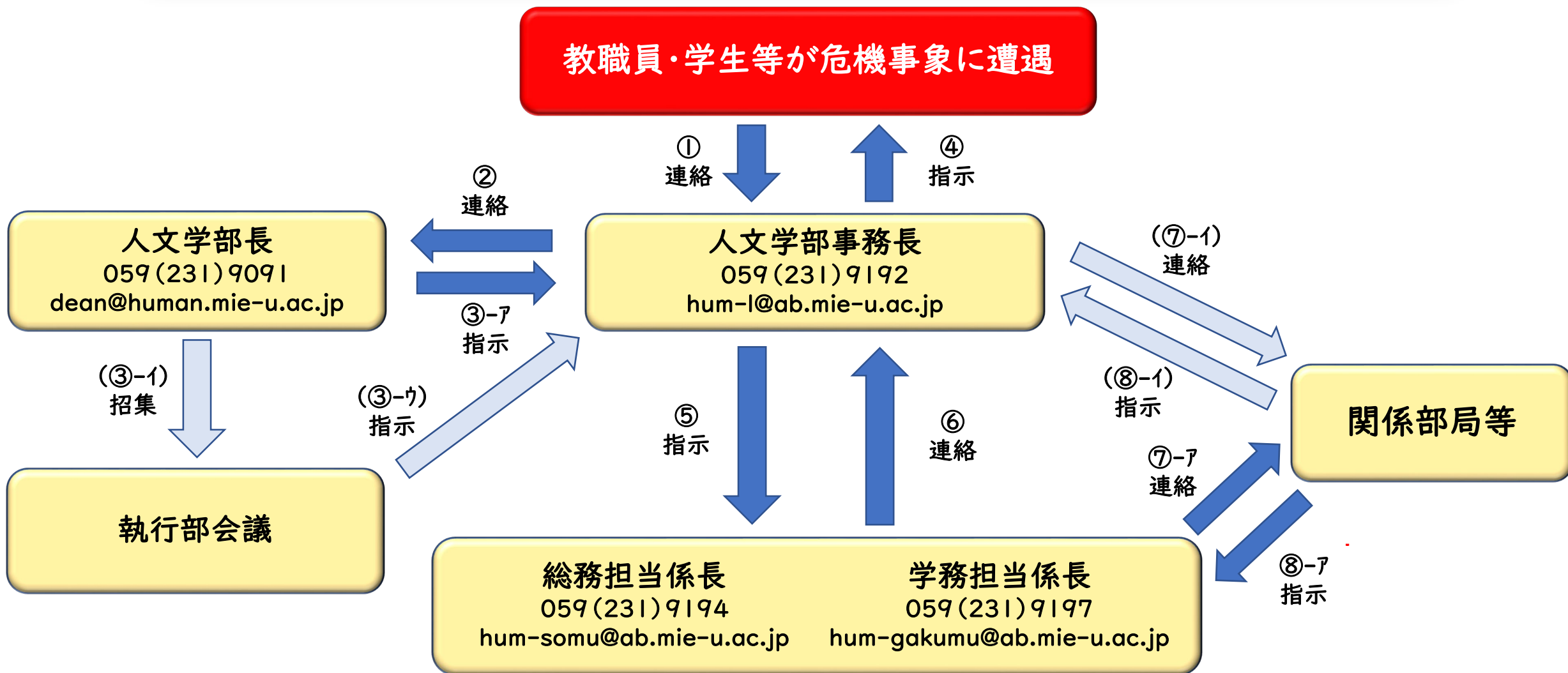
## VI 危機事象の予防

- (1) 教職員・学生は、学外施設等を利用する際には、非常口や避難経路を確認するなど緊急時の対応に備える。
- (2) 教職員は、活動中に想定される危険・事故及び緊急時における対応等について、事前に確認するとともに、学生に対しても十分に指導する。
- (3) 本マニュアルを教職員・学生に周知し、また、必要に応じて関係者に配布し、理解を得るとともに協力を依頼する。

別紙 危機事象初動連絡体制

令和6年9月11日作成

# 人文学部 危機事象初動連絡体制



※ 人文社会科学研究科においても同様  
※ 数字は連絡の順番を示す。( )内は必要な場合のみ  
※ 土日祝日・夜間等の連絡先は、緊急連絡網を参照